

## 白浜町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置しようとする者に対し、白浜町浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白浜町補助金等交付規則（平成25年白浜町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量（以下この号において「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (3) くみ取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取り処分する方式の便槽をいう。
- (4) 配管工事 単独処理浄化槽又はくみ取便槽から、浄化槽への転換に伴う配管の工事をいう。
- (5) 県浄化槽取扱要綱 浄化槽の取扱いに関して和歌山県が定めた和歌山県浄化槽取扱要綱（平成13年4月1日施行）をいう。

### (補助対象地域)

第3条 補助金の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、白浜町の行政区域とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第5条第1項第5号に規定する予定処理区域（同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）
- (2) 農業（漁業）集落排水事業の実施地区又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると町長が認めた地区
- (3) コミュニティプラント、小規模集合排水処理施設整備事業等の汚水処理施設整備事

業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると町長が認めた区域

(補助対象となる浄化槽)

第4条 補助金の対象となる浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号。厚生省生活衛生局水道環境部浄化槽対策室長通知)に適合する浄化槽とする。ただし、10人槽以下の浄化槽にあつては、全国浄化槽推進市町村協議会(以下「全浄協」という。)に登録されたものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象地域において、補助対象者自らの生活の本拠として居住することを目的とする住宅に処理対象人員が50人以下の浄化槽を設置しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で、所有者の承諾が得られないもの
- (3) 販売又は賃貸の目的で、浄化槽付きの住宅を建築する者
- (4) 住宅部分が延べ床面積の2分の1に満たない建物に浄化槽を設置する者
- (5) 町税を滞納している者
- (6) 町内に住所を有しない者(補助対象浄化槽を設置する住宅の建築後において、当該住宅に住所を有する者を除く。)
- (7) 町内で合併処理浄化槽の設置された住宅に居住している者で、住宅を新築し、建替え又は増改築するもの(分家独立して住宅を新築する場合又は集合住宅等から転居して住宅を新築する場合を除く。)
- (8) 既存の合併処理浄化槽を更新する者(災害に伴い必要となった住宅の建替えに伴う浄化槽の設置及び故障した合併処理浄化槽を更新又は改築する者を除く。)

(補助金額)

第6条 町長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次の各項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、それぞれこれを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の各号に掲げる区分

について、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 5人槽 332,000円
- (2) 6～7人槽 414,000円
- (3) 8～50人槽 548,000円

3 浄化槽の設置に伴い、既存の単独処理浄化槽の撤去（住宅の建替えに伴う単独処理浄化槽の撤去を除く。）が必要なときは、前項に規定する補助金の額に当該撤去に要する費用に相当する額（単独処理浄化槽の清掃、撤去工事及び処分に要する費用に限る。）又は12万円のいずれか低い額を加算するものとする。

4 配管工事（住宅の建替えに伴う単独処理浄化槽及びくみ取便槽からの転換を除く。）については、第2項に規定する補助金の額に当該工事に要する費用に相当する額又は30万円のいずれか低い額を加算するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第4号の規定については、10人槽以下の浄化槽に限るものとする。

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定により町長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書
- (2) 浄化槽工事見積書（様式第2号）
- (3) 全浄協の登録証
- (4) 登録浄化槽管理表（C票）
- (5) 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽整備士免状の写し
- (6) 納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付申請内容を変更する場合又は当該補助金に係る事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は当該補助金に係る事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助金に係る事業の完了後1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定により町長に提出し、受理された浄化槽設置完了届
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽工事又は浄化槽工事を含まず請負工事のために交付決定者が支払った額に係る領収書（第6条第3項又は第4項に規定する撤去又は配管工事を伴う場合にあつては、これらの規定に規定する費用を区別して記載するもの）の写し。ただし、工期の都合上等により領収書の写しを添付できない事情がある場合には、交付決定者宛ての請求書の写し及び交付決定者の浄化槽設置工事費支払確約書（様式第6号）
- (4) 単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、撤去に係る工事写真（工事前並びに清掃、撤去及び処分の実施が確認できるもの）及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し（第6条第3項に該当する場合に限る。）
- (5) 配管工事に係る工事写真（工事前、工事中及び工事後が確認できるもの）（第6条第4項に該当する場合に限る。）
- (6) 浄化槽法定検査（法第11条の規定による水質検査）の依頼等が確認できる書類
- (7) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
- (8) 住民票
- (9) その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金に係る事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の

交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（設置工事の確認）

第15条 町長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

（浄化槽設置者又は管理者の責務）

第16条 浄化槽の設置者又は管理者は、法に基づく保守点検及び清掃を定期的を実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

- 2 浄化槽の設置者又は管理者は、浄化槽の使用開始後3箇月を経過した日から5箇月以内に法第7条の規定による水質検査を受けるとともに、その後1年に1回、法第11条の規定による水質検査を受けなければならない。

（報告等）

第17条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対し協力をしなければならない。

（下水道等汚水処理施設への接続）

第18条 この要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けて浄化槽を設置した者は、下水道等污水处理施設の整備がなされたときは、当該施設に接続しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の白浜町浄化槽整備事業費補助金交付要綱(平成14年白浜町要綱第4号)又は日置川町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成14年4月1日施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月16日要綱第7号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する補助金から適用し、同日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月27日要綱第1号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する補助金から適用し、同日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する補助金から適用し、同日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日要綱第12号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月30日要綱第10号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月30日要綱第18号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月30日要綱第21号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。